エール少額短期保険

「いじめ保険」への反響大

資料請求、従来商品の３倍超

エール少額短期保険が5月21日に販売を開始した「いじめ保険」（個人型弁護士費用保険＝正式名称「弁護士保険コモン」を同ペットネームで発売）への反響が大きい。提供開始直後の資料請求数は従来商品の3倍超に上り、さらに新学期（9月）に入りメディア（TVなど）で取り上げられたこともあり、9月前半だけで３００件を超える請求があったという。7月に同保険を分かりやすく解説する冊子「いじめ保険―弁護士保険コモン―」を作成し、8月に低保険料のライトプランといじめ専門の無料電話相談サービスを追加したことも奏効し、契約も着実に伸展している。

「いじめ保険」では、いじめ問題の早期解決に向けて、弁護士活用時の「弁護士相談料」「着手金等」を補償し、付帯サービスも提供する。

弁護士は、いじめ問題を法的手段により解決するため、《いじめの兆候が見られる場合》に、いじめの証拠集めへの助言、学校に相談する際のポイントを助言する。また、《学校やいじめ加害者がいじめの事実を認めない場合》には、いじめの解決策についての助言、加害者側にいじめの差止請求などを内容証明郵便で送付、学校や加害者側との話し合いへの同席、問題の整理と責任の所在の明確化、加害者に対する慰謝料や損害賠償の請求などを行う。

8月1日提供開始のライトプランは、「保険料を抑えたプランがほしい」という多くの声に対応したもので、月額保険料は１１８０円～。同時に「子どものいじめヘルプナビ」（子どものいじめ問題に対して20分まで無料で弁護士に電話相談できるサービス）も新設した。

いじめ保険の冊子

8月のライトプラン追加も奏効

保険プランは3種類あり、月額保険料はライトプランが１１８０円、レギュラープランが２２００円、スティタスプランが５１００円。例えば、「レギュラープラン」の保険金額は、法律相談料保険金が事案限度額２・２万円、年間限度額10万円、法務費用保険金が事案限度額２００万円、年間限度額２００万円、着手金が70％、報酬金は０％。さらに、特約の付加によって保険料が増減する。

同社業務部長の竹内洋一郎氏は「いじめ問題の解決に弁護士が活用できることを広く知ってもらいたいと考え分かりやすいペットネームを付けた。この保険の存在を知った小中高生の祖父母が親世代に勧めるケースもある。また、親自身がいじめを経験した場合には特に関心が高く、進学・進級のタイミングで加入したいという声も多く聞かれる」と話す。

同社では、「子どものいじめは小学校低学年を中心に増加しており、２０１７年度は小中高および特別支援学校におけるいじめの認知件数は約41万件と、前年度比約９万件増えている（注）。知らない間にいじめが進行しているケースもあり、いじめの立証をするための証拠が不十分、精神疾患で不登校になるなどが懸念されている」として、同保険の普及を推進している。

竹内氏は「販売のチャネルはインターネットがメーンで、当社のホームページからの申し込みが主体となっている。『弁護士といじめが結び付かない』という声に応えて、いじめ問題に対して弁護士は何ができるのか、どのように解決していくのかなどを掲載した冊子の提供も7月にスタートさせた。当初は、レギュラープランの契約が多かったが、最近では8月1日提供開始のライトプランの占率が高まってきた。また、本保険はいじめ以外の弁護士相談にも幅広く対応するため、その点についての認知度も高めたい」としている。

（注）文部科学省「２０１７年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」による。

竹内部長